

K-POP ブームに乗って「アルバムと芸能業」関連の商標出願が増加 ～前年比で 2010 年は 48%、2011 年は 45%急増～

韓国ドラマと K-POP に対する世界的な人気とともにアルバム及び音楽公演業、映画製作業、テレビ番組製作業など芸能業に関連した商標出願も継続的に増加している。

韓国特許庁(庁長：キム・ホウオン)の調査によれば、2005 年から 2009 年までにアルバム及び芸能業と関連した内国人出願は年平均 2400 余件で推移してきたが、2010 年には 3328 件、2011 年は 4825 件へと大幅に増加しており、2012 年も 10 月末現在で 4185 件と前年同月対比で 358 件増加し、このような推移から 12 月末までには 5300 余件程度の出願が予想されると発表している。

(図 1 参照)

また、韓国内芸能プロダクションの場合、アルバム・芸能業のみならず化粧品、衣類、アクセサリ、文具用品、食品など多様な分野に出願をしているが、これは現在のドラマ・映画、K-POP から始まった韓流ブームが韓国商品に対する購買意欲の高揚にもつながっている現実と無関係ではないという見方もある。

(図 2 参照)

特に、多数の K-POP スターが所属している SM、JYP、YG エンターテインメントの場合、少女時代、スーパージュニア、ワンダーガールズ、2PM、ビッグバン、2NE1 のグループが商標出願の相当部分を占めているが、これはグループ名を“ブランド化”して商品価値を高め、商標権を保護し、第三者による無断使用等を防止するための方策と思われる。

(図 3 参照)

最近、世界を席捲している歌手の PSY (サイ) の場合のように、K-POP はユーチューブ、フェイスブック、ツイッターなどインターネットとモバイルを通じて全世界に同時多発的に広まっており、国内はもちろん海外進出を念頭に置いた国際商標出願の必要性も高まっている。

しかしながら、一度の出願でさまざまな国に出願した効果を得ることができる『マドリッド国際出願システム』を利用した芸能プロダクションの商標出願は、これまでに 2 例しかなく、低調な実情となっている。

JYP エンターテインメントの場合、2008 年に歌手 P 関連の商標をアメリカ、イギリス、中国、日本、オーストラリア、シンガポールに出願した事例があり、最近では YG エンターテインメントから 2NE1 という商標をヨーロッパ、日本、オーストラリア、シンガポール、ベトナムに出願して現在、審査が進行中である。

(図 4 参照)

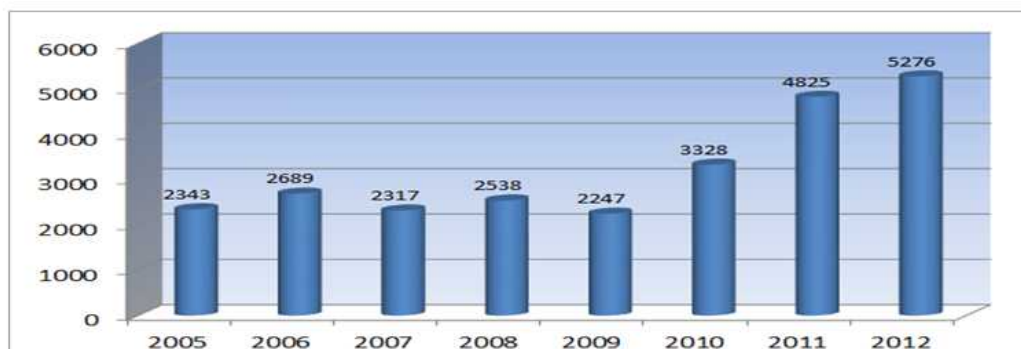
これについて、韓国特許庁関係者は、「海外で効果的に商標権を取得・保護す

るためには、出願手続きが簡便で費用節減が可能な『マドリッド国際出願システム』を積極的に活用することも必要」であると言及している。

図1 アルバム及び芸能業関連の国内商標出願現況

<年度別推移>

(件数)



※2005～2009年の5年間総計 12134 件（年平均 2427 件）

※2012年の件数は推計

2012年10月末現在の出願件数 4185 件と前年同期対比増加率 9.35%をもとに算定

図2 韓国芸能プロダクションの国内商標出願現況

<分野別件数>

分類	3	9	14	16	18	21	25	28	30	32	35	41	他	合計
関連分野	化粧品	アルバム演奏	貴金属アクセサリー	文具用品	かばん	生活用品	衣類履物用品	娯楽機器スポーツ用品	食品	飲料	小売業	演芸業	※類あたり80件以下	
件数	88	339	92	138	135	84	161	120	99	94	84	200	369	2003

<出願上位 5 社>

芸能プロダクション名	件数
SM エンターテインメント	919
JC エンターテインメント	276
JYP	145
キースト	127
エムネットメディア	89

※上位 5 社で全体件数の約 8 割を占有

図 3 主な商標出願事例

Super Junior	소녀시대	샤이니	보아	에프엑스
Wonder girls		2AM	JYP	미쓰에이
		PSY		EPIKHIGH

図 4 韓国芸能プロダクションのマドリッド国際商標出願現況

881435 RAIN 비 雨 피	分 類:9 類 指定国:アメリカ、イギリス、中国、日本、オーストラリア、シンガポール 登 録:イギリス、オーストラリア ※アメリカ、日本、シンガポールでは拒絶、中国では最終決定前(審査中)
1084005 2NE1	分 類:9 類 指定国:ヨーロッパ、日本、オーストラリア、シンガポール、ベトナム 登 録:ヨーロッパ、シンガポール ※日本を含むその他の国では最終決定されていない